

## 第1節 公共施設の災害復旧計画

指定地方行政機関の長及び地方公共団体の長、その他指定公共機関及び指定地方公共機関、その他法令の規程により責任を有する者は、それぞれが管理する公共施設について災害復旧を実施するものとする。

公共施設の災害復旧事業実施体制の確立等、復旧事業対策に際しての留意事項については、基本計画編第3章第1節「公共施設の災害復旧計画」に準ずる。

## 第2節 被災者の生活確保計画

被災した災害からの速やかな復旧を図るため、村は、県及び関係機関と連携を図り被災者措置を講ずる。

被災者の生活確保対策、労務対策等については、基本計画編第3章第2節「被災者の生活確保計画」に準ずる。

## 第3節 被災中小企業の振興、農林業者への融資計画

被災した中小企業の再建を促進し、打撃を受けた農林業の生産力回復を図るため、村は県の指導のもとに、資金対策に万全を期するよう努める。

具体的な計画については、基本計画編第3章第3節「被災中小企業の振興、農林業者への融資計画」に準ずる。

## 第4節 義援金の配分計画

寄託を受けた義援金の配分を行う場合、住民・企業等の意志を適切かつ効果的に反映した配分計画を策定し、速やかな配分の実施に努める。

具体的な計画については、基本計画編第3章第4節「義援金の配分計画」に準ずる。

## 第5節 激甚災害の指定に関する計画

「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」に基づく激甚災害及び局地激甚災害の指定を受けるため、県の行う調査等に協力する。

具体的な計画については、基本計画編第3章第5節「激甚災害の指定に関する計画」に準ずる。